

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2021年3月31日
【計算期間】	第12期（自 2020年1月21日 至 2021年1月18日）
【ファンド名】	コモンズ30ファンド
【発行者名】	コモンズ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊井 哲朗
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町2丁目4番5号 平河町Kビル
【事務連絡者氏名】	田中 司
【連絡場所】	東京都千代田区平河町2丁目4番5号 平河町Kビル
【電話番号】	03-3221-9230
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、お客さま（受益者）の長期的な資産形成に貢献するため、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。

②信託金の限度額

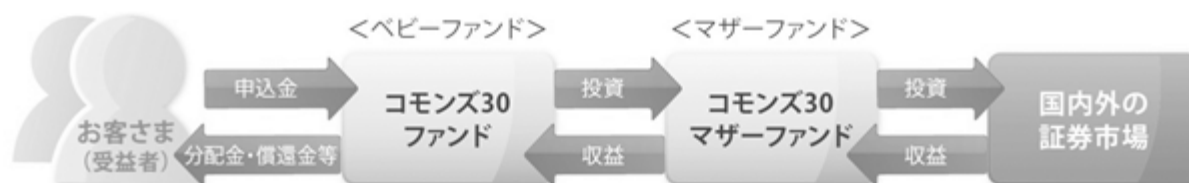
信託金の限度額は3,000億円です。なお、委託会社（投信会社）は、受託会社（信託銀行）と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドは「コモンズ30マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

※お客さま（受益者）が購入されるのはベビーファンドとなります。

本書において、文脈により別に解すべき場合を除いて、「当ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。



* 当ファンドは、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合があります。
* マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。
* 分配金は、税引き後再投資されます。

④商品分類・属性区分

当ファンドの一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次の通りです。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他			
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- **追加型投信**：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
- **内外**：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **株式**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **その他資産（投資信託証券(株式 一般)）**：組入れている資産を記載するものとする。
- **年1回**：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- **グローバル（日本を含む）**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **ファミリーファンド**：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- **為替ヘッジあり（適時ヘッジ）**：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※商品分類・属性区分の定義についての詳細は一般社団法人投資信託協会のホームページをご参照下さい。（<http://www.toushin.or.jp/>）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

⑤特色

<ファンドの基本方針>

1. 投資の目線は30年とします。
2. 投資対象は、原則として30銘柄程度とします。
3. 企業との対話を重視します。
4. 生活者（個人投資家）の参加する場を数多く提供します。
5. 直接販売を主とします。
6. 信託報酬の一部を社会貢献に活用します。

＜ファンドの価値観～Common Values（コモン・バリューズ）～＞

私たちのファンドは、「現役と次世代の生活者にとっての豊かな社会を導く長期投資」「企業の持続的な繁栄と価値創造を応援する長期資本」を育むことを目的としています。そのため、以下のような特徴を持っています。

●30年目線の長期投資（自分のためだけではなく、次世代以降も視野に入れた投資）

私たちは、お客さま（受益者）が企業の価値創造に参加するために、30年目線の長期投資を実施します。足元の企業業績に基づく市場の短期売買偏重は、企業が価値を創造する時間軸に合致していない場合があります。企業には物的資産、人材、金融資産のように重要な「見える資産」だけでなく、経営理念や企業文化（DNA）のように重要な「見えない資産」も存在します。私たちは、長期投資を通じて、本来の直接金融の意義である資金提供による企業への本質的な価値創造にコミットしていきたいと考えています。

私たちは、長期投資はお客さま（受益者）にとってもメリットが大きいと考えます。投資リターンは本来、企業の創造した価値の配分です。そのため、企業が価値創造する時間の少ない短期投資よりも、企業の長期的な価値創造とともに歩む長期投資のほうが、お客さま（受益者）にとってもその配分を享受できる機会が多いと考えます。また、投資成果を短期的に分配するのではなく、配当の再投資も含めた複利効果で時間を味方につけた収益の最大化を目指したいと考えています。この複利効果は、投資期間が長いほど高まっていきます。また、長期投資は、売買回転率の抑制につながり、結果として、売買コストを引下げる効果もあります。

私たちは、30年は遠い将来で不確定要素も多々あると認識しておりますが、30年というのは、生活者にとっては「一世代」という重要なライフサイクルであり、企業にとっても同様にゴーイングコンサーン（継続企業の前提）を考慮するうえで、重要な時間軸と考えます。コモンズ30ファンドは、ご自分の長期の資産形成というだけでなく、お子さんやお孫さんといった次世代以降も意識した投資と位置付けています。こうした想いで次世代の社会でも継続して繁栄する企業を応援していきます。

●30銘柄程度への集中投資（顔が見える投資）

私たちは、原則として30銘柄を厳選するアクティブ運用を実施します。投資リターンを上げるためには優良な企業を厳選して集中投資することが効果的ですが、同時にリスク分散も投資の重要な運用規範であります。ポートフォリオ論でリスク分散効果のほとんどは20～30銘柄程度で満たされるという分析も参考にしながら、健全な運用に務めます。

私たちは、お客さま（受益者）にとって投資信託の中身が分かりやすくなることも重要だと考えています。投資先を30社程度に厳選することは、結果として投資信託の中身である個々の企業の「顔」まで把握でき、投資信託への投資を通じて長期的な企業の価値創造にポジティブな姿勢で応援できると考えます。

●企業との双方向的対話を重視する投資（友好的なアクティブ運用）

私たちは、単に株式投資するだけでなく、企業との対話を重視します。一方的に、「モノ言う」ことは企業価値の創造につながらないと考え、あくまでも友好的な双方向的対話を目指します。

経営と株主を対立軸として捉えるのではなく、30年という長期の時間軸に基づき、経営と株主が同じ方向の視線で、持続性ある価値創造をすることに貢献したいと思います。

●生活者＝個人投資家の参加（気づきと対話の空間づくり）

私たちは、生活者（個人投資家）に企業と資本主義へのつながりの「気づき」を促す媒体になりたいと考えています。今まで投資に関心を持つことが無かった生活者にも、投資を通じて、企業との接点を持つことの意義が高まっていくことに尽力したいと考えます。企業の価値創造の主役は、経営者と従業員および商品やサービスを評価して購入する生活者＝最終消費者であると考えます。360度の視点から企業を見ることが出来る生活者が個人投資家として双方向的に企業と対話できる空間は、経営者にとって大切な情報源になります。そのために私たちはお客さま（受益者）と投資先企業の交流セミナーにも積極的に取り組んでいきます。

私たちは、30年という次世代をも視野に入れたコモンズ30ファンドを通じて、今から少しでも行動したいと思っている生活者と共に「参加型の投信」を築いていきます。もちろん、私たちの共有価値観（コモン・バリューズ）に賛同していただき、単年度の運用成果志向を超える投資を実施する法人投資家の参加も歓迎します。

●直接販売（Common Ground〔共有地〕の構築）

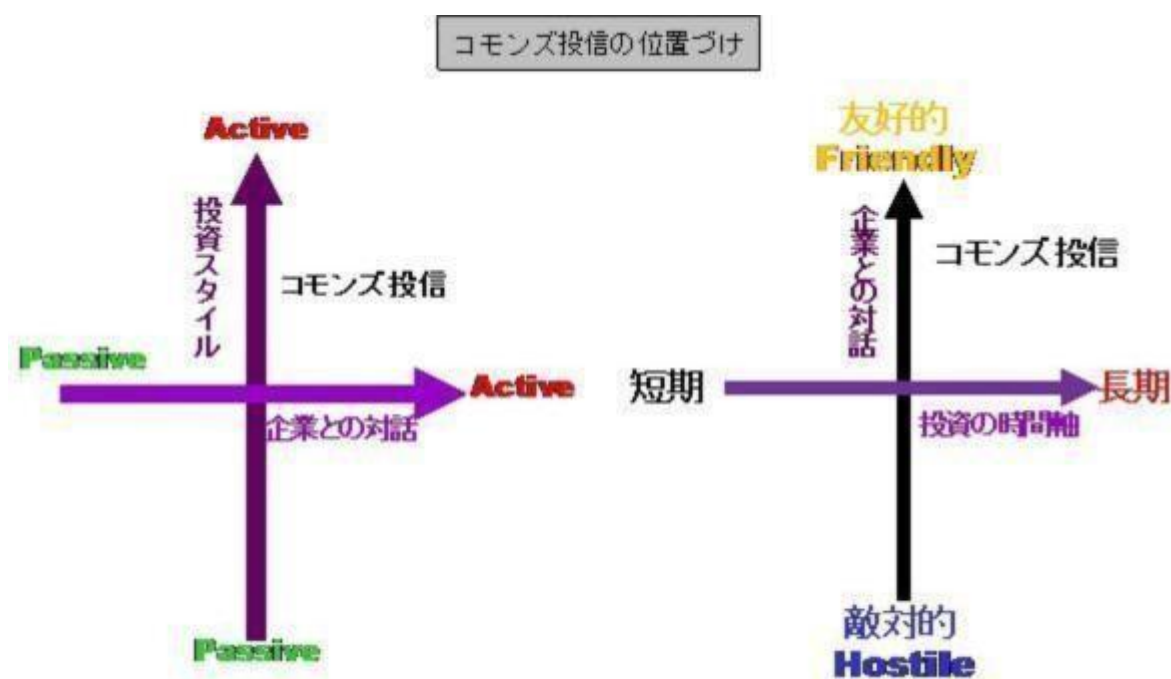
私たちは、自社での直接販売を基本とします。直接販売を行うことで、お客さま（受益者）と、顔と顔が見える関係となり、直接、お客さま（受益者）の声を聞かせていただきたいからです。つまり、お客さま（受益者）と一緒に共有地＝コモングラウンドを築きたいと考えています。直接販売という形態は、「企業とお客さま（受益者）の双方向的対話」を促す場所、コモングラウンドの構築にもつながります。

もちろん、私たちの共有価値観（コモン・バリューズ）に賛同していただけるのであれば、指定販売会社の委託販売の機会を排除するものではありません。

●信託報酬の考え方（30年投資とCommon Groundに合致）

私たちは、30年という長期投資の複利効果をより高めるためには、年度毎に重なる信託報酬（投信運用者、投信販売者、信託銀行への報酬）をなるべく低く設定することが大切であると考えます。ただ、同時にコモン・バリューズを共有できる空間を造る運営にかかる費用との兼ね合いがあります。したがって、コモンズ30ファンドの運用残高の増加に伴い段階的に信託報酬を下げることで、収益をお客さま（受益者）に還元していきます（4〔手数料等及び税金〕（3）〔信託報酬等〕）。

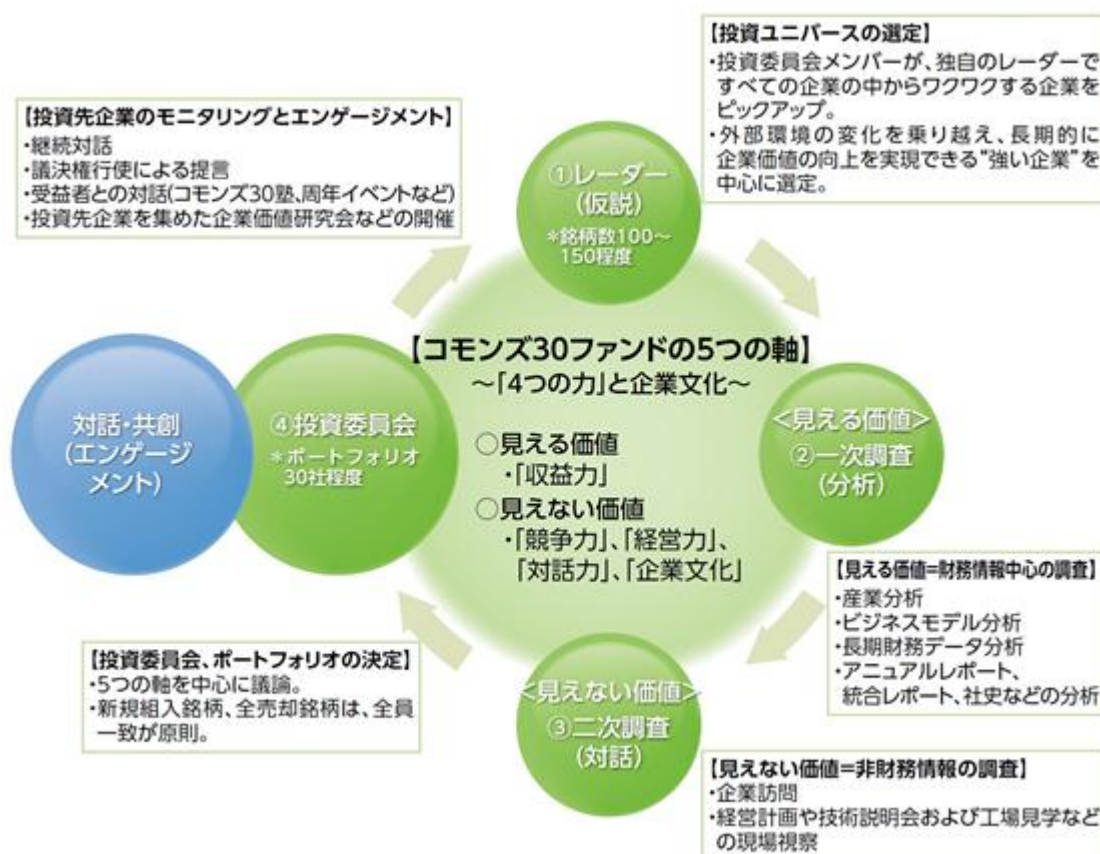
また、私たちは「三方よし（三方：お客さま、コモンズ投信、社会）」というメッセージを明確に発信し実行していくために、信託報酬における毎年の当社収益分の一部を、お客さま（受益者）からの声を踏まえたうえで、次世代のために持続性ある社会を造ることにチャレンジする社会的活動・事業の支援プログラムに寄付をします。こうした試みは、お客さまの潜在的な社会貢献の意欲を支援できるものと考えます。



＜投資プロセス＞

- 長期的な視点に基づく企業リサーチを基本とします。
- 私たちは、以下のプロセスで投資の意思決定をします。
 1. 投資委員会メンバーは、これまでの経験や現在の日々の活動の中で、常に高いアンテナを立てることをこころがけ、さまざまな仮説、投資アイデアを常に持っています。そうした中から、事業を取り巻く外部環境の変化を乗り越え、長期的に企業価値の向上を実現できる“強い企業”を中心に投資ユニバースに銘柄を持ち寄ります。
 2. こうして出来上がった投資ユニバース（100～150社程度）の中から、一次調査となる見える価値＝財務情報中心の調査を行います。その企業の主な事業の産業分析、ビジネスモデルの分析、企業のホームページ、アニュアルレポートや統合レポート、有価証券報告書、長期財務データの分析、会社の歴史を知る社史などの資料を通して情報を収集し精査していきます。
 3. 次に、二次調査となる見えない価値＝非財務情報の調査として、企業の決算説明会や経営計画説明会などに参加、また、工場・研究所の見学や技術説明会などにも参加し、さらに会社訪問による直接対話を行います。企業の競争力の源泉、経営スタイル、各ステークホルダーからの外部からの知見の取り入れ方、企業の経営理念やDNA、歴史や文化までも確認していきます。
 4. 二次調査を経て選ばれた企業が、各アナリストから投資委員会に提案されます。投資委員会では、企業評価をおこなう5つの軸＝「収益力」、「競争力」、「経営力」、「対話力」、「企業文化」をベースに、徹底的に議論します。
 5. 最終的に、ポートフォリオに組み入れる銘柄として投資価値が極めて高いと判断した銘柄に投資します。ポートフォリオは、約30銘柄で構成されます。
 6. 投資プロセスは、ポートフォリオに組み入れられて終了ではありません。投資開始直後から、継続的な対話によりモニタリングとエンゲージメントが行われます。この取り組みにより投資の確信度が高められたり、また、企業が不振な時期やトラブルを起こした時に保有を続けるのか、懸念が深まり売却に至るのかなどの投資判断のための議論が継続されます。
- 私たちは、以上のプロセスを投資委員会メンバー個々の意見や考えを尊重し、フラットな議論によって進めていきます。

■投資対象選定プロセス・イメージ図



＜投資対象選定の基準＞

私たちが投資対象としたい企業は、ひとえに、不確実な時代においても事業環境の変化を乗り越え、長期的な価値創造が期待できる企業です。結果として、財務面においては資本コストを上回る投下資本利益率を長期的に実現できる企業です。企業価値は、定量的なアプローチによると、短期よりも長期に依存する傾向があります。長期的・持続的な強さの源泉を持つ企業、あるいはそうした方向への変化の兆しがみられる企業を選定したいと思います。また、その理念や活動に共感し、応援したいと思える企業を選定したいと思います。具体的な要件の例は、以下のようなものです。

- 優れた経営理念が、経営者を越えて継承されている企業。
- 特に、経営者に外部との対話力がある企業。
- 過去の功績に伴う独自のDNA、文化が全社員の行動規範に浸透し、それが成長を下支えしている企業。
- 過去の功績に伴う秩序にしがらみがなく、時代の潮流に合わせて進化できる企業。
- 持続的な希少性を持つ企業（高い社会的ニーズに少ない競合で応えている。それを持続できる参入障壁や強みを持つ。）。
- 世界的に強いブランドを持ち、そのブランドの真髓について全社員が共有し、また、そのブランド力を有効的な戦略として活用している企業。
- 顧客ニーズに耳を傾け、顧客ニーズを超える開発力・提案力を持つ企業。
- 重要課題や問題に的確に対応し、改善・改良にためらうことがない企業。
- 財務諸表に表れる「見える価値（資産）」（金融資産、物的資産）だけではなく、「見えない価値（資産）」（組織資産、人的資産、顧客資産）を重視する企業。

- ステークホルダーへのバランスよい配分を意識し、優良な上場企業としてガバナンスの意識が高い企業（社外取締役など外部からの知見を取り込む仕組みを大切にしている）。
- 事業投資、配当・自社株買いなど資本政策が適切である企業。

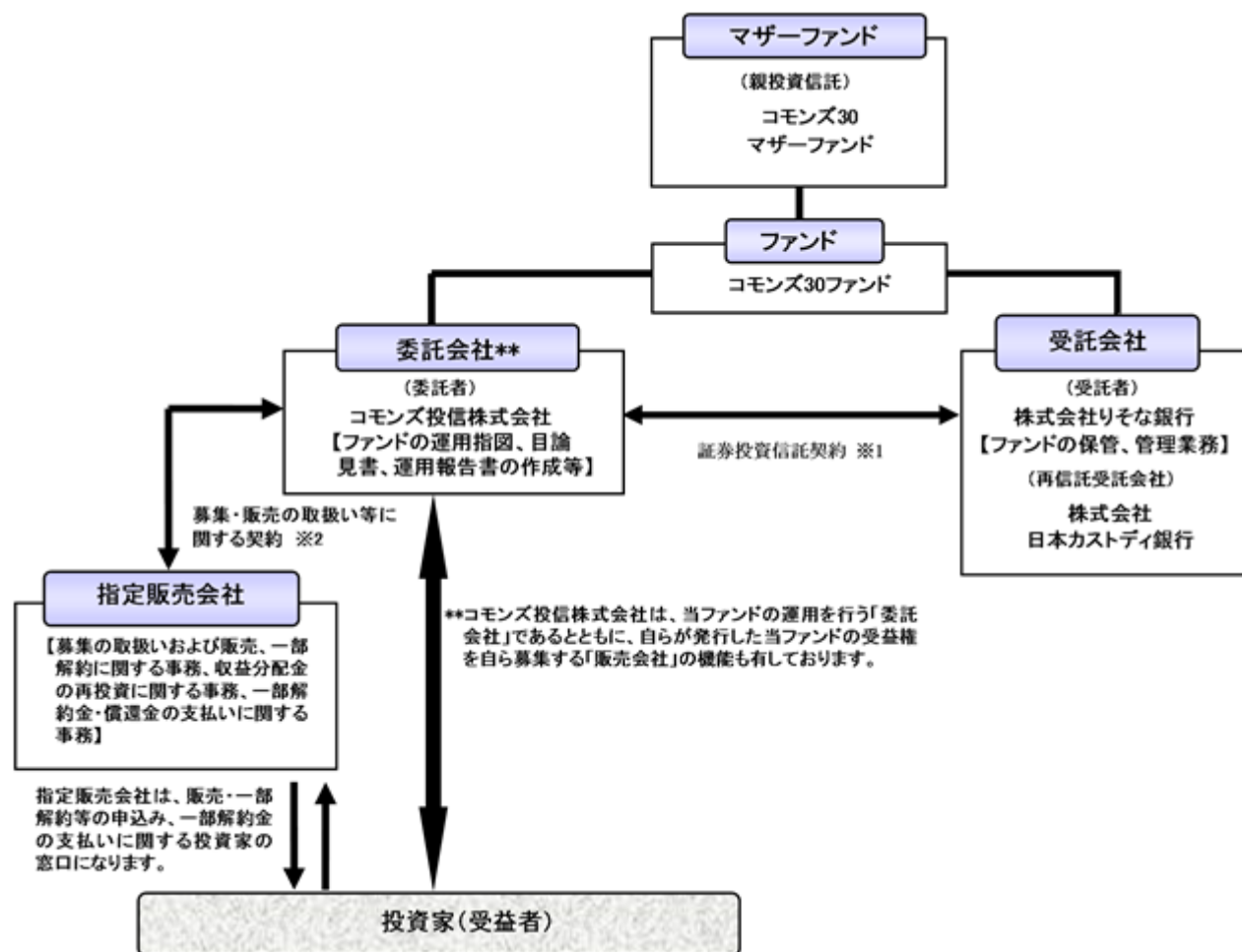
（２）【ファンドの沿革】

2008年12月22日 ファンドの募集開始

2009年1月19日 ファンドの信託契約締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



※1 委託会社と受託会社との契約（信託契約）

当ファンドの運用に関する事項、受託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項を信託契約で規定するものです。

※2 委託会社と指定販売会社との契約（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が指定販売会社に委託する当ファンドの募集の取扱いおよび一部解約に関する業務の内容ならびに手続き等について規定するものです。

②委託会社の概況

a. 資本金 7億7,594万7,500円（2021年1月末日現在）

b. 会社の沿革

2007年11月6日 株式会社コモンズとして設立

2008年8月29日 コモンズ投信株式会社に商号変更

2008年10月15日 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第2061号

c. 大株主の状況（2021年1月末日現在）

株 主 名	住 所	所有株式数	比率
吉野 健太郎	東京都世田谷区	7,300株	11.0%
株式会社丸井 グループ	東京都中野区中野4-3-2	6,666株	10.0%
株式会社ベネッセ ホールディングス	岡山県岡山市北区南方3-7-17	4,400株	6.6%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券に投資を行うことで、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

②投資態度

- ・ 主として、マザーファンドの受益証券に投資を行うことで、国内外の金融商品取引所（以下「取引所」といいます。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に実質的に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。
- ・ マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向等によっては、国内外の株式等に直接投資する場合があります。
- ・ 運用の基本となるベンチマークは、設定しません。
- ・ 株式への実質投資割合は、通常の状態では投資信託財産の30%以上で機動的に変更できるものとします。

「実質投資割合」とは、投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該有価証券等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

- ・ 大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

＜マザーファンドの運用方針＞

- ・ 主として、国内外の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式の中から、既述したような投資対象選定の基準に照らして優良と判断した企業に投資します。
- ・ ベンチマークは設けず30銘柄程度に厳選投資を行い、原則として短期的な売買は行わず長期保有することを基本とします。
- ・ 株式の組入比率は、市場環境に応じて、投資信託財産総額の30%以上を基本とします。
- ・ 市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

- ① 主としてわが国の株式を主要投資対象としますが、外国株式への投資を排除しません。詳しい投資対象は以下の通りです。（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 投資対象とする有価証券は以下の通りです。（約款第16条第1項）

委託者は、信託金を、主としてコモンズ投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「コモンズ30マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で、次号で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。
なお、第1号の証券または証書、第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券（「新投資口予約権証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品は以下の通りです。（約款第16条第2項）

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

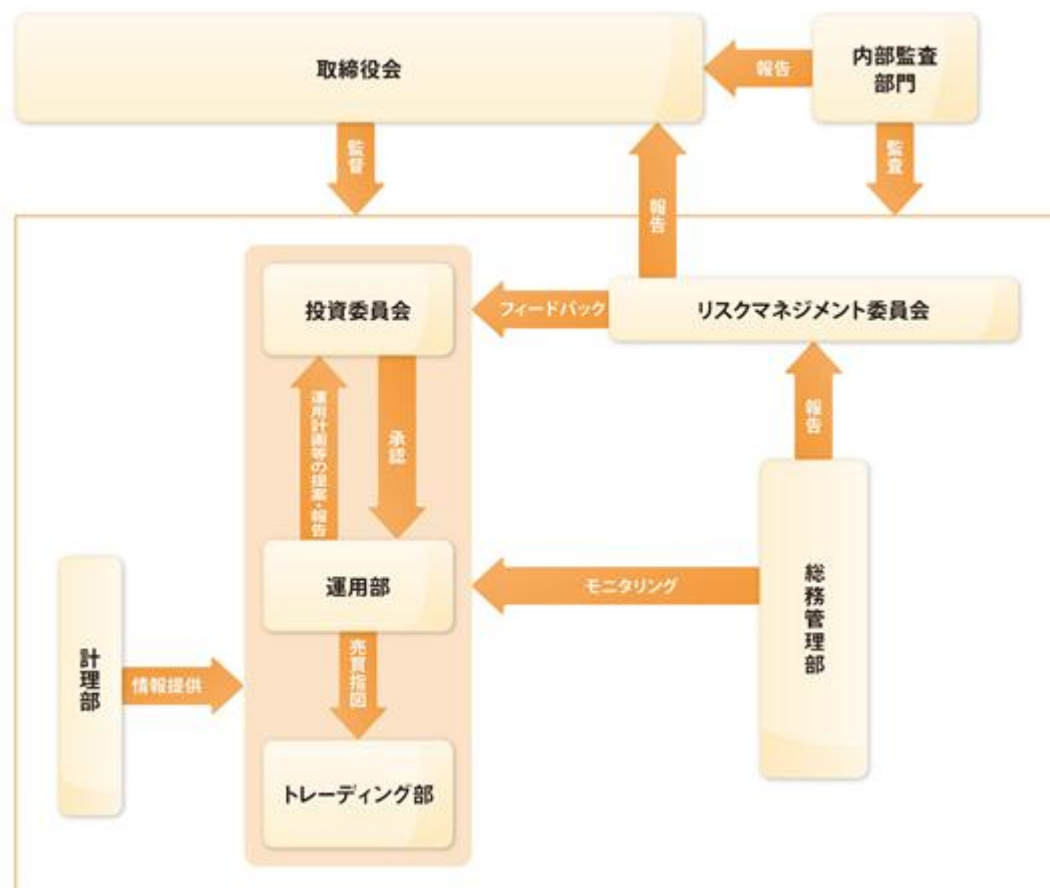
②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、1. から6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象は以下の通りです。

1. 先物取引等（約款第21条）
2. スワップ取引（約款第22条）
3. 金利先渡し取引等（約款第23条）

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次の通りです。



※当社ではファンドの運用に関する社内規則として、運用規程、投資委員会規程、リスクマネジメント委員会規程および議決権行使に関する方針、運用の組入比率に関するガイドライン等を定めております。

<業務内容>

○取締役会

- ・ 運用体制全般についての管理監督

○投資委員会

- ・ 投資信託財産にかかる運用目的や運用方針の決定

○運用部

- ・ 運用計画の策定、投資委員会への提案・報告等
- ・ ガイドラインに従ったポートフォリオの作成
- ・ マクロ・ミクロ(企業調査等)の調査・分析
- ・ 運用に係る売買の執行の指示

○トレーディング部

- ・ 運用部の指示に基づく売買の執行

○計理部

- ・ 日々の投資信託財産の純資産総額の算出等、信託財産の管理。運用部等への信託財産に係る各種情報の提供

○総務管理部

- ・ 運用状況、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングおよびモニタリング結果のリスクマネジメント委員会への報告

○リスクマネジメント委員会

- ・ 前述のモニタリング結果の評価および評価結果の各部門へのフィードバックと取締役会への報告

○内部監査部門

- ・ 運用体制全般について内部管理態勢の適切性並びに有効性の検証および検証結果の取締役会への報告

＜委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等＞

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行っております。また、受託会社より内部統制の整備等に関する報告書を受け取っております。

※ファンドの運用体制等は、2021年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、収益分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

- ＊ 当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税及び地方税を控除した金額を当ファンドの受益権の取得申込金として、お客さま（受益者）の当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。

（５）【投資制限】

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法
（３）投資制限①）
2. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法
（３）投資制限②）
3. 投資信託証券（但し、マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法
（３）投資制限③）
4. 先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
5. スワップ取引は、約款第22条の範囲内で行います。
6. 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第23条の範囲内で行います
7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとします。

② 信託約款のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲
約款第19条に定める範囲の株式等に投資を行います。
2. 信用取引の運用指図
信用取引の運用指図を行う際には、約款第20条の定めに従うこととします。
3. 有価証券の貸付の指図及び範囲
約款第24条の定めに従うこととします。
4. 有価証券の空売りの指図
空売りの指図を行う際には、約款第25条の定めに従うこととします。
5. 有価証券の借入れの指図
有価証券の借入れの指図を行う際には、約款第26条の定めに従うこととします。
6. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
約款第27条に記載のとおり、外貨建有価証券への投資については日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
7. 外国為替予約取引の指図
約款第28条の定めに従うこととします。
8. デリバティブ取引等にかかる投資制限
約款第28条の2の定めに従うこととします。

③ 法令に定められた投資制限

1) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資するため、その基準価額は変動します。したがって、お客さま（受益者）の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。委託会社の運用により生じるこうした基準価額の変動による損益は、すべてお客さま（受益者）に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

お客さま（受益者）には、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、ご投資の判断をしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。なお、下記のリスクはすべてのリスクを網羅しているわけではありませんので、ご注意ください。

当ファンドが有する主なリスクは、次のとおりです。

【価格変動リスク】

- 当ファンドは、実質的に国内外の株式を組入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内及び国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割込むことがあります。

【流動性リスク】

- 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引が行なえない、又は取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

【信用リスク】

- 有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合又はそれが予想される場合若しくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、又は利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

【為替変動リスク及びカントリーリスク】

- 外貨建資産を組入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生ずることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、当ファンドの基準価額が大きく変動するリスクがあります。

【ファンド資産の流出によるリスク】

- 一時に多額の解約があった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却注文が市場価格に影響を与えること等により、当ファンドの基準価額が低下し、損失を被るリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- 市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。
- コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- 当ファンドは30銘柄程度に集中投資を行うため、他のファンドにくらべ1銘柄が全体におよぼす影響が大きくなる傾向にあります。そのため、各種リスクが比較的高くなる可能性があります。
- お客さま（受益者）は、原則として1日あたり5億円を越える換金（解約）のご請求はできません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンド受益証券を投資対象とする他の投資信託に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザーファンドの組入有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の保護の対象とはなりません。

《投資リスクに対する管理体制》

「投資リスク」の管理については、運用部門が各種リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行なうとともに、運用部門とは別の管理担当部署により各種リスクのモニタリングを行い、リスク管理することを基本的な考え方として投資リスクの管理体制を構築しています。各部門の管理体制は次のとおりです。

＜運用部＞

各種リスクについて常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行ないます。

＜総務管理部＞

投資信託財産の運用状況のモニタリングや、法令諸規則、信託約款等の遵守状況に係るモニタリングを行ないます。またモニタリングの結果についてリスクマネジメント委員会に報告します。

＜リスクマネジメント委員会＞

総務管理部より報告されたモニタリングの結果を受け、運用状況および運用に係るリスクについて評価します。その結果について運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。また、必要に応じて評価結果について取締役会に報告します。

＜内部監査部門＞

内部監査部門は、リスク管理体制全般について適切性並びに有効性を監査し、必要に応じて問題点の改善等を勧告します。また、監査結果について取締役会に報告します。

※投資リスクに対する管理体制は、2021年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1万口当たりの基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記グラフは、2016年2月～2021年1月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



注1) グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

注2) 当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

注3) 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

注4) 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日本株・・・Morningstar 日本株式指数

先進国株・・・Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株・・・Morningstar 新興国株式指数

日本国債・・・Morningstar 日本国債指数

先進国債・・・Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債・・・Morningstar 新興国ソブリン債指数

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

※Morningstar 日本株式指数：Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

※Morningstar 先進国株式(除く日本)指数：Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

※Morningstar 新興国株式指数：Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

※Morningstar 日本国債指数：Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

※Morningstar グローバル国債(除く日本)指数：Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

※Morningstar 新興国ソブリン債指数：Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

<重要事項>

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを認称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、コモンズ投信株式会社(以下、「当社」と言います)とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが当社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、当社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

委託会社に購入申込みをされる場合はありません。指定販売会社に購入申込みをされる場合は、指定販売会社が別に定める購入申込手数料（消費税等を含む。）を申し受ける場合があります。なお、指定販売会社における購入申込手数料は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の表に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬の総額および信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の配分は次のとおりとなります。

純資産総額	信託報酬率（年率）	配分（上段：税込、下段：税抜）		
	（上段：税込、下段：税抜）	委託会社	販売会社	受託会社
500億円まで	1.078% (0.98%)	0.473% (0.43%)	0.550% (0.50%)	0.055% (0.05%)
500億円を超える部分	0.979% (0.89%)	0.440% (0.40%)	0.495% (0.45%)	0.044% (0.04%)
1,000億円を超える部分	0.869% (0.79%)	0.385% (0.35%)	0.440% (0.40%)	0.044% (0.04%)
3,000億円を超える部分	0.748% (0.68%)	0.330% (0.30%)	0.385% (0.35%)	0.033% (0.03%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該日が休業日の場合には翌営業日とします。以下同じ。）及び毎計算期間末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

※税額は、2021年1月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払います。

- ①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ②保管費用等
- ③借入金の利息
- ④投資信託財産に関する租税
- ⑤信託事務の処理に要する諸費用
- ⑥受託会社の立替金の利息

⑦その他下記の諸費用

- 1) 投資信託振替制度に係る手数料及び費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- 3) 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- 4) 投資信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
- 6) ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用並びに投資信託約款の変更又は信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- 7) ファンドの監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用

委託会社は、上記⑦その他下記の諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、投資信託財産の純資産額に対して年率0.11%（税抜0.100%）を乗じた額を上限として、実際の支払金額を投資信託財産から受領することができます。委託会社は、信託の計算期間を通じて毎日、当該上限額の範囲内で委託会社が合理的と認める金額を投資信託財産に計上するものとします。

ただし、投資信託財産に計上する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に、実際の支払い費用額を超えないものとします。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。なお、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に合理的に計算された範囲内でかかる上限を変更し、又は固定率若しくは固定金額を設定し、また変更することができます。この場合、信託約款の規定に従って信託の計算期間を通じて毎日投資信託財産の費用として計上されます。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

<個人の受益者に対する課税>

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率が適用されます。また、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

◆解約代金及び償還金に対する課税

解約代金及び償還金から取得費用（申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益については、譲渡所得とみなされ20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税となります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を利用した場合、原則として確定申告は不要です。源泉徴収選択口座（特定口座）の取扱いにつきましては、お客さま（受益者）がお申込みされた委託会社又は指定販売会社にお問い合わせください。

解約時及び償還時の損失（譲渡損失）については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となり、また、「つみたてNISA（非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度）」の場合は毎年40万円の範囲で、20年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、0歳から19歳の方を対象とした「ジュニアNISA」においては、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金」（特別分配金）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本について

- ①追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。
- ②受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③同一ファンドを委託会社と指定販売会社および複数の指定販売会社で取得する場合については委託会社及び指定販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一指定販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（元本払戻金（特別分配金）については、上記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

（注）上記は2021年1月現在の税法によるものです。税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。また、税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2021年1月末日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	23,852,771,858	100.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△17,966,235	△0.07
合計(純資産総額)		23,834,805,623	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「コモンズ30マザーファンド」です（以下同じ）。

<ご参考>

「コモンズ30マザーファンド」

(2021年1月末日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	日本	38,131,081,320	95.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,795,002,754	4.49
合計(純資産総額)		39,926,084,074	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2021年１月末日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	コモンズ30マザー ファンド	5,498,691,039	4.4093	24,245,666,985	4.3379	23,852,771,858	100.07

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ご参考>

「コモンズ30マザーファンド」

（2021年１月末日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ヤマトホールディングス	陸運業	629,000	2,607.47	1,640,103,687	2,601.0000	1,636,029,000	4.09
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	38,100	43,072.97	1,641,080,466	39,810.0000	1,516,761,000	3.79
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	317,700	4,986.14	1,584,099,405	4,700.0000	1,493,190,000	3.73
日本	株式	SMC	機械	23,400	67,201.32	1,572,510,911	63,360.0000	1,482,624,000	3.71
日本	株式	ディスコ	機械	43,200	37,300.97	1,611,402,238	34,050.0000	1,470,960,000	3.68
日本	株式	信越化学工業	化学	80,900	18,846.62	1,524,692,262	18,175.0000	1,470,357,500	3.68
日本	株式	クボタ	機械	623,400	2,384.72	1,486,635,749	2,299.0000	1,433,196,600	3.58
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	514,100	2,786.68	1,432,637,024	2,764.5000	1,421,229,450	3.55
日本	株式	KADOKAWA	情報・通信 業	412,600	3,439.54	1,419,154,204	3,400.0000	1,402,840,000	3.51
日本	株式	リンナイ	金属製品	128,100	11,508.08	1,474,185,538	10,940.0000	1,401,414,000	3.51
日本	株式	ダイキン工業	機械	63,200	23,008.10	1,454,111,986	22,105.0000	1,397,036,000	3.49
日本	株式	カカココム	サービス業	452,200	2,854.00	1,290,578,800	3,030.0000	1,370,166,000	3.43
日本	株式	味の素	食料品	547,600	2,501.40	1,369,770,805	2,473.0000	1,354,214,800	3.39
日本	株式	マキタ	機械	267,000	5,021.69	1,340,792,888	4,990.0000	1,332,330,000	3.33
日本	株式	デンソー	輸送用機器	221,400	5,860.08	1,297,422,228	5,807.0000	1,285,669,800	3.22
日本	株式	セブン&アイ・ホールディ ングス	小売業	319,500	3,937.00	1,257,871,500	3,961.0000	1,265,539,500	3.16
日本	株式	エーザイ	医薬品	163,600	7,680.00	1,256,448,000	7,643.0000	1,250,394,800	3.13
日本	株式	シスメックス	電気機器	102,100	12,932.35	1,320,393,058	12,235.0000	1,249,193,500	3.12
日本	株式	日東電工	化学	130,800	9,257.90	1,210,934,457	9,470.0000	1,238,676,000	3.10
日本	株式	日立製作所	電気機器	286,300	4,270.00	1,222,501,000	4,306.0000	1,232,807,800	3.08
日本	株式	小松製作所	機械	422,900	2,991.63	1,265,162,002	2,862.5000	1,210,551,250	3.03
日本	株式	堀場製作所	電気機器	172,600	6,680.00	1,152,968,000	6,830.0000	1,178,858,000	2.95
日本	株式	エムスリー	サービス業	133,400	10,008.32	1,335,110,744	8,811.0000	1,175,387,400	2.94
日本	株式	日揮ホールディングス	建設業	987,000	1,099.00	1,084,713,000	1,180.0000	1,164,660,000	2.91
日本	株式	三菱商事	卸売業	429,400	2,662.48	1,143,271,086	2,647.5000	1,136,836,500	2.84
日本	株式	旭化成	化学	824,500	1,113.00	917,668,500	1,164.5000	960,130,250	2.40
日本	株式	ベネッセホールディングス	サービス業	408,800	1,984.00	811,059,200	2,017.0000	824,549,600	2.06
日本	株式	資生堂	化学	113,600	6,609.00	750,782,400	6,789.0000	771,230,400	1.93
日本	株式	楽天	サービス業	698,200	984.00	687,028,800	1,029.0000	718,447,800	1.79
日本	株式	丸紅	卸売業	943,900	729.90	688,953,083	694.3000	655,349,770	1.64

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

(2021年1月末日現在)

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ご参考>

「コモンズ30マザーファンド」

(2021年1月末日現在)

種類	業種	投資比率（％）
株式	建設業	2.91
	食料品	3.39
	繊維製品	1.57
	化学	14.86
	医薬品	3.13
	金属製品	3.51
	機械	20.85
	電気機器	12.96
	輸送用機器	6.77
	陸運業	4.09
	情報・通信業	3.51
	卸売業	4.48
	小売業	3.16
	サービス業	10.24
合計		95.50

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2021年1月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2010年1月18日)	462,259,383	466,112,667	1.4396	1.4516
第2期(2011年1月18日)	986,422,393	995,993,656	1.3398	1.3528
第3期(2012年1月18日)	1,383,150,976	1,383,150,976	1.1489	1.1489
第4期(2013年1月18日)	2,324,781,643	2,357,241,543	1.4324	1.4524
第5期(2014年1月20日)	4,173,167,926	4,217,605,587	1.8782	1.8982
第6期(2015年1月19日)	5,489,892,944	5,547,029,045	2.1139	2.1359
第7期(2016年1月18日)	7,181,071,711	7,181,071,711	2.0996	2.0996
第8期(2017年1月18日)	8,669,830,935	8,756,161,463	2.4102	2.4342
第9期(2018年1月18日)	12,945,580,568	13,050,075,482	3.0972	3.1222
第10期(2019年1月18日)	14,258,310,985	14,258,310,985	2.6053	2.6053
第11期(2020年1月20日)	18,842,633,448	19,000,166,406	2.9903	3.0153
第12期(2021年1月18日)	24,009,137,988	24,217,436,580	3.4579	3.4879
2020年1月末日	18,320,220,526	—	2.8894	—
2月末日	16,941,013,784	—	2.6329	—
3月末日	16,330,728,111	—	2.4804	—
4月末日	17,493,386,110	—	2.6097	—
5月末日	18,873,616,073	—	2.7707	—
6月末日	19,265,837,247	—	2.8237	—
7月末日	18,854,615,134	—	2.7503	—
8月末日	20,506,522,878	—	2.9734	—
9月末日	20,992,513,526	—	3.0282	—
10月末日	20,783,350,308	—	2.9724	—
11月末日	22,807,761,130	—	3.2989	—
12月末日	23,602,863,479	—	3.3915	—
2021年1月末日	23,834,805,623	—	3.4006	—

②【分配の推移】

期	1口当たり分配金（円）
第1期	0.0120
第2期	0.0130
第3期	0.0000
第4期	0.0200
第5期	0.0200
第6期	0.0220
第7期	0.0000
第8期	0.0240
第9期	0.0250
第10期	0.0000
第11期	0.0250
第12期	0.0300

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1期	45.2
第2期	△6.0
第3期	△14.2
第4期	26.4
第5期	32.5
第6期	13.7
第7期	△0.7
第8期	15.9
第9期	29.5
第10期	△15.9
第11期	15.7
第12期	16.6

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第１期	〔自 2009年１月19日 至 2010年１月18日〕	391,527,292	70,420,292	321,107,000
第２期	〔自 2010年１月19日 至 2011年１月18日〕	444,811,045	29,666,995	736,251,050
第３期	〔自 2011年１月19日 至 2012年１月18日〕	531,113,495	63,465,470	1,203,899,075
第４期	〔自 2012年１月19日 至 2013年１月18日〕	580,745,237	161,649,274	1,622,995,038
第５期	〔自 2013年１月19日 至 2014年１月20日〕	1,494,165,050	895,277,038	2,221,883,050
第６期	〔自 2014年１月21日 至 2015年１月19日〕	851,948,218	476,735,754	2,597,095,514
第７期	〔自 2015年１月20日 至 2016年１月18日〕	1,386,199,459	563,100,535	3,420,194,438
第８期	〔自 2016年１月19日 至 2017年１月18日〕	979,214,380	802,303,451	3,597,105,367
第９期	〔自 2017年１月19日 至 2018年１月18日〕	1,527,304,319	944,613,098	4,179,796,588
第10期	〔自 2018年１月19日 至 2019年１月18日〕	2,136,293,395	843,258,055	5,472,831,928
第11期	〔自 2019年１月19日 至 2020年１月20日〕	2,000,277,634	1,171,791,213	6,301,318,349
第12期	〔自 2020年１月21日 至 2021年１月18日〕	2,330,786,985	1,688,818,926	6,943,286,408

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(注)第１期計算期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

<参考情報>

運用実績



■ 基準価額と純資産の推移 (2009年1月19日(当初設定日)～2021年1月31日現在)



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)および、その他費用・手数料控除後の1万口当たりの値です。
 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

■ 分配の推移

決算期	分配金
2017年1月	240円
2018年1月	250円
2019年1月	0円
2020年1月	250円
2021年1月	300円
設定来累計	1,910円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

■ 主要な資産の状況 (2021年1月31日現在)

▶ 資産別構成

資産配分	
資産	純資産比率
株式	95.6%
その他資産	4.4%
合計	100.0%

※当ファンドの実質組入比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

▶ 業種別比率の上位

業種別比率	
業種	純資産比率
機械	20.9%
化学	14.9%
電気機器	13.0%
サービス業	10.2%
輸送用機器	6.8%

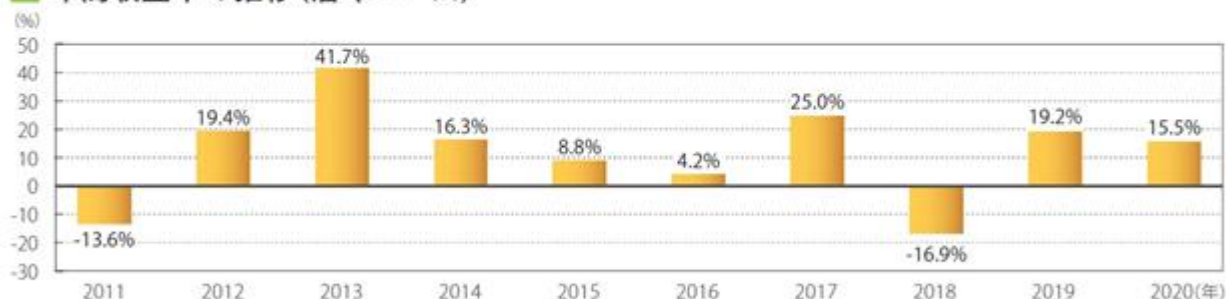
※マザーファンドの対純資産比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

▶ 組入上位10銘柄

銘柄名	業種	比率
ヤマトホールディングス	陸運業	4.1%
東京エレクトロン	電気機器	3.8%
ユニ・チャーム	化学	3.7%
SMC	機械	3.7%
ディスコ	機械	3.7%
信越化学工業	化学	3.7%
クボタ	機械	3.6%
ホンダ	輸送用機器	3.6%
KADOKAWA	情報・通信業	3.5%
リンナイ	金属製品	3.5%

※マザーファンドの対純資産比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものととして算出(小数点以下第2位を四捨五入)

※当ファンドにはベンチマークはありません。



運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間	継続申込期間・・・2021年4月1日から2022年3月31日まで。 原則として、毎営業日にお申込みいただけます。なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込取扱場所	当ファンドの受益権は、委託会社および指定販売会社において、ご購入申込みの取扱いをいたします。なお、指定販売会社につきましては、委託会社までお問い合わせください。 <u>委託会社</u> コモンズ投信株式会社 コールセンター 〔電話番号〕 03-3221-8730 （受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く） ホームページアドレス http://www.common30.jp/
申込単位	1. 委託会社の場合 ・委託会社が、別途定める購入単位とします。 2. 指定販売会社の場合 ・指定販売会社が、別途定める購入単位とします。 ※ただし、収益分配金等の再投資は、1円以上1円単位となります。
申込価額	継続申込期間・・・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 当ファンドの基準価額については、委託会社（お電話およびホームページ）または指定販売会社までお問合せください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、1万口当たりの価額で掲載されます。（日本経済新聞においては、掲載名：コモンズ30）
申込方法	1. 委託会社の場合 ・「振込」購入・・・ 原則として、1万円以上1円単位で委託会社の指定する銀行口座にお振込みのうえ、当社ネットサービス（MYコモンズ）または、電話連絡による購入方法です。なお、銀行への振込手数料は、お客さま（受益者）のご負担となります。 ・「つみたてプラン」購入・・・ お客さま（受益者）からお届けいただいた金融機関の口座から、3,000円以上1円単位でお客さま（受益者）にあらかじめご指定いただいた金額を、毎月お引落しさせていただくことによる購入方法です。なお、お引落しに係る手数料のお客さま（受益者）のご負担は、ありません。 2. 指定販売会社の場合 ・指定販売会社の定める方法によります。

申込手数料	1. 委託会社の場合 購入申込手数料は、ありません。 2. 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める購入申込手数料を申し受ける場合があります。なお、指定販売会社における購入申込手数料は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
申込受付時間	1. 委託会社の場合 原則として、午後3時までにお客さま（受益者）にお振込みいただいたお申込代金が、委託会社の指定する銀行口座に着金し、当社ネットサービス（MYコモンズ）または、電話連絡にてご注文が確認できたものを当日の申込みとします。 2. 指定販売会社の場合 原則として、午後3時までを受付けた取得申込み（当該申し込みの受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に取得申込を締め切ることとしている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。
申込の受付中止 および取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの受益権の購入お申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入お申込みの受付けを取り消す場合があります。
クーリング・ オフ非適用	当ファンドのお取引において、「書面による契約の解除」（クーリング・オフ）の適用は、ありません。
振替機関等の 口座の提示等	当ファンドの受益権の購入のお客さま（受益者）は、委託会社または指定販売会社に、購入お申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該お客さま（受益者）に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

換金方法	1. 委託会社の場合 「解約請求」による換金となります。「買取請求」のお取扱いはございません。 2. 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める方法となります。
換金単位	1. 委託会社の場合 1円以上とします（原則として、金額指定および全額指定のみで受けいたします。）。 2. 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める換金単位とします。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	解約価額は原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、委託会社および指定販売会社にてご確認いただけます。 <u>委託会社</u> コモンズ投信株式会社 コールセンター 〔電話番号〕 03-3221-8730 (受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く) ホームページアドレス http://www.common30.jp/
換金請求受付時間	1. 委託会社の場合 原則として、午後3時までに受付けた換金請求を当日の解約請求とします。 2. 指定販売会社の場合 原則として、午後3時までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の解約請求とします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。
受渡方法	1. 委託会社の場合 解約支払金は、解約請求受付日から起算して5営業日目にご指定いただきました「振込先指定口座の振込先」へお支払いいたします。 2. 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める方法でお支払いします。 ※受益権のお引渡しは、振替口座が開設されている振替機関に対して、委託会社または指定販売会社が当該換金受益権を抹消する申請をすることにより行なうものとしします。振替機関は、社振法の規定にしたがい、当該口数の減少の記載を行います。

大口換金の制限	お客さま（受益者）は、原則として、1日あたり5億円を超える換金（解約）請求はできません。
換金の受付中止 および取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの受益権の換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消す場合があります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の算出＞

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示します。

＜有価証券などの評価基準＞

投資信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は、次のとおりです。

- ◆マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。
- ◆国内株式：原則として、基準価額計算日における金融商品取引所の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）で評価します。
- ◆海外株式：原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の金融商品取引所の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）で評価します。
- ◆外貨建資産：原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
- ◆外国為替取引：原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

＜基準価額の算出頻度＞

基準価額は原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

＜基準価額の照会方法＞

基準価額は、指定販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に1万口当たりの価額で掲載されます（掲載名：コモンズ30）。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先	コモンズ投信株式会社 コールセンター 03-3221-8730 10:00～16:00（土日祝日、年末年始を除く） ホームページアドレス http://www.common30.jp/
-----	---

（２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2009年1月19日より無期限です。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年1月19日から翌年1月18日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

①信託の終了

イ. 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

i 信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ii この信託契約を解約することがお客さま（受益者）のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、上記に従い信託を終了させる場合には、次の手続により行います。

- a. 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客さま（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- b. 前記aの書面決議において、お客さま（受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れているお客さま（受益者）が議決権を行行使しないときは、当該知れているお客さま（受益者）は、書面決議について賛成したものみなします。
- c. 前記aの書面決議は、議決権を行行使することができるお客さま（受益者）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- d. 前記aからcまでの規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
 - i 投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記aからcまでの規定による信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合

ii 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべてのお客さま（受益者）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

- ロ. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社は、その命令に従い、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ハ. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「②信託約款の変更」のロの書面決議によりその存続が否定された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ニ. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更等

- イ. 委託会社は、お客さま（受益者）の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は、「②信託約款の変更等」に定める方法以外の方法によって変更することができないものとしします。
- ロ. 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託約款の変更等の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客さま（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ハ. 前項の書面決議において、お客さま（受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れているお客さま（受益者）が議決権を行使しないときは、当該知れているお客さま（受益者）は、書面決議について賛成したものとみなします。
- ニ. 上記ロの書面決議は、議決権を行使することができるお客さま（受益者）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。なお、知れているお客さま（受益者）が議決権を行使しないときは、当該知れているお客さま（受益者）は、書面決議について賛成したものとみなします。
- ホ. 上記ハ及びニの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全てのお客さま（受益者）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、適用しません。

③反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、お客様（受益者）が一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該お客様（受益者）に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当します。従って上記①、②に従い、信託の終了または重大な信託契約の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④運用報告書

- イ. 委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れているお客様（受益者）に対し、販売会社を通じて交付します。
- ロ. 運用報告書（全体版）は、下記「⑦公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、お客様（受益者）から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑥受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社又はお客さま（受益者）は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「②信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は、信託契約を解約し、当ファンドを償還させます。

⑦公告

委託会社がお客さま（受益者）に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.common30.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約の業務を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。これに伴い、この信託契約の事業を承継させることがあります。

⑨関係法人との契約の更改

委託会社と指定販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1ヶ月（または3ヶ月）前までに、委託会社及び指定販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

①収益分配金に対する請求権

- イ. お客さま（受益者）は、持分（受益権口数）に応じて、委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。
- ロ. 収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、当ファンドの投資信託約款に基づいて、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、毎計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
- ハ. 原則として、収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客さま（受益者）（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係るお客さま（受益者）を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。）に支払われ、税引き後の当該収益分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ニ. お客さま（受益者）が収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いの請求をしないときは権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた収益分配金または指定販売会社が委託会社から交付を受けた収益分配金は、委託会社に帰属します。

②償還金に対する請求権

- イ. お客さま（受益者）は、持分（受益権口数）に応じて、償還金を請求する権利を有します。
- ロ. 償還金のお支払いは、委託会社または指定販売会社において、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客さま（受益者）（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係るお客さま（受益者）を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入申込代金支払前のため委託会社または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。）に、原則として、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目から、委託会社または指定販売会社の営業所等にてお支払いします。
- ハ. お客さま（受益者）が償還金について、支払開始日から10年間その支払いの請求をしないときは権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた償還金または指定販売会社が委託会社から交付を受けた償還金は、委託会社に帰属します。

③換金（解約）請求権

- イ. お客さま（受益者）は、自己の有する受益権について、直接または指定販売会社を通じて換金（解約）をご請求になる権利を有します。
- ロ. 解約支払金は、お客さま（受益者）の換金（解約）の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目からお客さま（受益者）にお支払いします。

④帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（2020年1月21日から2021年1月18日まで）の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【コモンズ30ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (2020年1月20日現在)	第12期 (2021年1月18日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	19,128,073,902	24,512,909,236
未収入金	15,792,653	28,003,739
流動資産合計	19,143,866,555	24,540,912,975
資産合計	19,143,866,555	24,540,912,975
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	157,532,958	208,298,592
未払解約金	44,170,845	204,450,254
未払受託者報酬	4,853,540	5,926,875
未払委託者報酬	90,275,764	110,239,696
その他未払費用	4,400,000	2,859,570
流動負債合計	301,233,107	531,774,987
負債合計	301,233,107	531,774,987
純資産の部		
元本等		
元本	6,301,318,349	6,943,286,408
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	12,541,315,099	17,065,851,580
（分配準備積立金）	2,858,994,970	5,621,519,217
元本等合計	18,842,633,448	24,009,137,988
純資産合計	18,842,633,448	24,009,137,988
負債純資産合計	19,143,866,555	24,540,912,975

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 2019年1月19日 至 2020年1月20日	第12期 自 2020年1月21日 至 2021年1月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,765,791,514	3,909,619,579
営業収益合計	2,765,791,514	3,909,619,579
営業費用		
受託者報酬	8,965,037	10,815,339
委託者報酬	166,749,682	201,164,997
その他費用	7,689,112	6,085,859
営業費用合計	183,403,831	218,066,195
営業利益又は営業損失（△）	2,582,387,683	3,691,553,384
経常利益又は経常損失（△）	2,582,387,683	3,691,553,384
当期純利益又は当期純損失（△）	2,582,387,683	3,691,553,384
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	209,017,759	94,033,815
期首剰余金又は期首欠損金（△）	8,785,479,057	12,541,315,099
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,433,843,042	4,432,946,343
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,433,843,042	4,432,946,343
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,893,843,966	3,297,630,839
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,893,843,966	3,297,630,839
分配金	157,532,958	208,298,592
期末剰余金又は期末欠損金（△）	12,541,315,099	17,065,851,580

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取り扱い 当ファンドの計算期間は、2020年1月21日から2021年1月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第11期 〔2020年1月20日現在〕	第12期 〔2021年1月18日現在〕
1. 計算期間末日における受益権総数	6,301,318,349口	6,943,286,408口
2. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	2.9903円 (29,903円)	3.4579円 (34,579円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

分配金の計算過程

項 目		第11期 〔自 2019年1月19日 至 2020年1月20日〕	第12期 〔自 2020年1月21日 至 2021年1月18日〕
費用控除後の配当等収益額	A	306,197,709円	334,036,175円
費用控除後・繰越欠損金補てん後の有価証券売買等損益額	B	92,972,959円	3,263,483,394円
収益調整金額	C	9,682,320,129円	11,444,332,363円
分配準備積立金額	D	2,617,357,260円	2,232,298,240円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	12,698,848,057円	17,274,150,172円
当ファンドの期末残存口数	F	6,301,318,349口	6,943,286,408口
一万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	20,152円	24,878円
一万口当たり分配金額	H	250円	300円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	157,532,958円	208,298,592円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	第11期 〔自 2019年1月19日 至 2020年1月20日〕	第12期 〔自 2020年1月21日 至 2021年1月18日〕
1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の詳細は有価証券、未収入金等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2. 有価証券関係に記載しております。なお当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、株価変動リスクなどの価格変動リスク、流動性リスク及び信用リスク等です。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	総務管理部が、投資信託財産の価格変動リスクや信用リスクのモニタリングや投資制限等に係る管理を行い、その管理状況を適宜リスクマネジメント委員会に報告します。リスクマネジメント委員会は、価格変動リスク等の調査・分析を行い、運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項 目	第11期 〔2020年1月20日現在〕	第12期 〔2021年1月18日現在〕
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 (1) 有価証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	同左
(2) 上記以外の金融商品	上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期（自 2019年1月19日 至 2020年1月20日）

該当事項はありません。

第12期（自 2020年1月21日 至 2021年1月18日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

項 目	第11期 〔2020年1月20日現在〕	第12期 〔2021年1月18日現在〕
期首元本額	5,472,831,928円	6,301,318,349円
期中追加設定元本額	2,000,277,634円	2,330,786,985円
期中一部解約元本額	1,171,791,213円	1,688,818,926円

2. 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	第11期 〔2020年1月20日現在〕	第12期 〔2021年1月18日現在〕
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,589,938,789円	3,875,945,587円
合計	2,589,938,789円	3,875,945,587円

3. デリバティブ取引関係

第11期（自 2019年1月19日 至 2020年1月20日）

当ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第12期（自 2020年1月21日 至 2021年1月18日）

当ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	組入口数（口）	評価額（円）
親投資信託受益証券	コモンズ30マザーファンド	5,559,365,259	24,512,909,236
合計		5,559,365,259	24,512,909,236

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<ご参考>

「コモンズ３０マザーファンド」

当ファンドは「コモンズ３０マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「コモンズ３０マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(１) 貸借対照表

(単位：円)

項 目	2021年１月18日現在 金額
資産の部	
流動資産	
金銭信託	2,375,184,807
株式	37,712,068,910
未収入金	756,945,061
未収配当金	43,747,000
流動資産合計	40,887,945,778
資産合計	40,887,945,778
負債の部	
流動負債	
未払金	656,877
未払解約金	28,003,739
その他未払費用	88,532
流動負債合計	28,749,148
負債合計	28,749,148
純資産の部	
元本等	
元本	9,266,555,829
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	31,592,640,801
元本等合計	40,859,196,630
純資産合計	40,859,196,630
負債純資産合計	40,887,945,778

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 2020年1月21日 至 2021年1月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の全額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2021年1月18日現在
1. 計算期間末日における受益権総数	9,266,555,829口
2. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	4,4093円 (44,093円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2020年1月21日 至 2021年1月18日
1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従って行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の詳細は有価証券、金銭信託等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は(3)附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、株価変動リスクなどの価格変動リスク、流動性リスク及び信用リスク等です。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	総務管理部が、投資信託財産の価格変動リスクや信用リスクのモニタリングや投資制限等に係る管理を行い、その管理状況を適宜リスクマネジメント委員会に報告します。リスクマネジメント委員会は、価格変動リスク等の調査・分析を行い、運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	2021年1月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	
（1） 有価証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
（2） 上記以外の金融商品	上記以外の金融商品（金銭信託等）は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（その他の注記）

1. 元本の移動及び計算日の元本の内訳

項目	自 2020年1月21日 至 2021年1月18日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	8,588,227,981円
期中追加設定元本額	2,343,053,535円
期中一部解約元本額	1,664,725,687円
期末元本額	9,266,555,829円
元本の内訳※	
コモンズ30ファンド	5,559,365,259円
コモンズ30ファンドII-B（適格機関投資家用）	3,512,716,306円
コモンズ30+しずぎんファンド	194,474,264円

（注）※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

２．有価証券関係 売買目的有価証券

種類	2021年１月18日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	5,939,612,899
合計	5,939,612,899

３．デリバティブ取引関係

（自 2020年１月21日 至 2021年１月18日）

当マザーファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（３）附属明細表（2021年１月18日現在）

第１ 有価証券明細表

①株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額	
		単価	金額
日揮ホールディングス	1,135,200	1,099.00	1,247,584,800
味の素	526,900	2,503.50	1,319,094,150
東レ	921,100	638.20	587,846,020
旭化成	908,700	1,113.00	1,011,383,100
信越化学工業	75,100	18,865.00	1,416,761,500
資生堂	124,300	6,609.00	821,498,700
日東電工	118,200	9,230.00	1,090,986,000
ユニ・チャーム	297,300	5,000.00	1,486,500,000
エーザイ	168,900	7,680.00	1,297,152,000
リンナイ	112,200	11,550.00	1,295,910,000
ディスコ	38,500	37,500.00	1,443,750,000
SMC	21,900	67,290.00	1,473,651,000
小松製作所	353,500	3,007.00	1,062,974,500
クボタ	597,200	2,387.00	1,425,516,400
ダイキン工業	61,600	23,015.00	1,417,724,000
マキタ	275,100	5,030.00	1,383,753,000
日立製作所	291,100	4,270.00	1,242,997,000
堀場製作所	197,400	6,680.00	1,318,632,000
シスメックス	94,900	12,960.00	1,229,904,000
東京エレクトロン	35,100	43,220.00	1,517,022,000
デンソー	196,600	5,858.00	1,151,682,800
本田技研工業	493,000	2,786.50	1,373,744,500
ヤマトホールディングス	613,300	2,609.00	1,600,099,700
KADOKAWA	411,800	3,440.00	1,416,592,000
丸紅	886,900	730.60	647,969,140
三菱商事	421,900	2,662.00	1,123,097,800
セブン&アイ・ホールディングス	324,500	3,937.00	1,277,556,500
カカクコム	507,100	2,854.00	1,447,263,400
エムスリー	98,100	10,225.00	1,003,072,500
楽天	781,800	984.00	769,291,200
ベネッセホールディングス	408,800	1,984.00	811,059,200
合計	11,498,000		37,712,068,910

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2021年１月末日現在

I 資産総額	23,872,174,329 円
II 負債総額	37,368,706 円
III 純資産総額(I－II)	23,834,805,623 円
IV 発行済口数	7,008,976,725 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	3.4006 円

<ご参考>

「コモンズ３０マザーファンド」

2021年１月末日現在

I 資産総額	41,157,636,822 円
II 負債総額	1,231,552,748 円
III 純資産総額(I－II)	39,926,084,074 円
IV 発行済口数	9,204,077,166 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	4.3379 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換について

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約支払金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額等（2021年1月末現在）

資本金	7億7,594万7,500円
発行可能株式総数	90,000株
発行済株式総数	66,402株
最近5年間における資本金の額の増減	
2018年12月	資本金7億95万5,000円に増資
2019年3月	資本金7億7,594万7,500円に増資

(2)委託会社の機構（2021年1月末現在）

① 経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は5名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

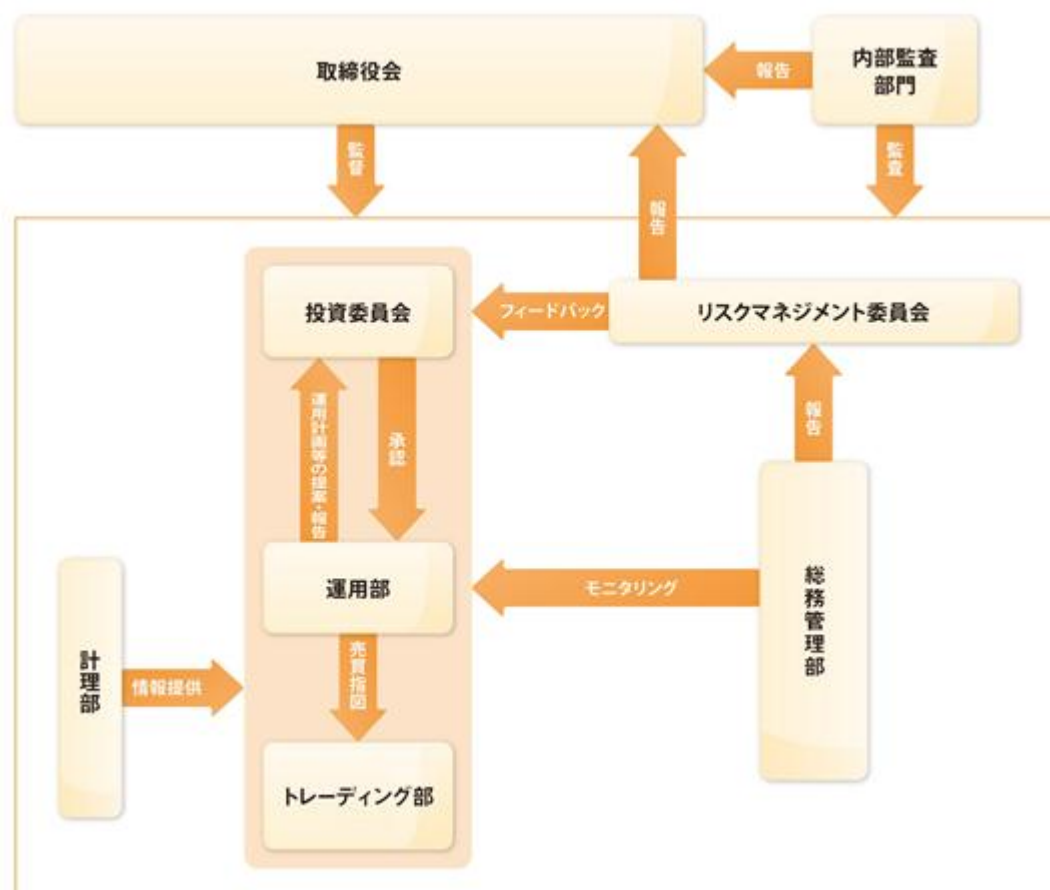
取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、コンプライアンス部、顧客業務部、マーケティング部、総務管理部、計理部、運用部、トレーディング部、システム部の業務執行について、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定するとともに、指揮監督を行います。

② 運用体制

ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次の通りです。



※当社ではファンドの運用に関する社内規則として、運用規程、投資委員会規程、リスクマネジメント委員会規程および議決権行使に関する方針、運用の組入比率に関するガイドライン等を定めております。

<業務内容>

○取締役会

- ・運用体制全般についての管理監督

○投資委員会

- ・投資信託財産にかかる運用目的や運用方針の決定

○運用部

- ・運用計画の策定、投資委員会への提案・報告等
- ・ガイドラインに従ったポートフォリオの作成
- ・マクロ・ミクロ(企業調査等)の調査・分析
- ・運用に係る売買の執行の指示

○トレーディング部

- ・運用部の指示に基づく売買の執行

○計理部

- ・ 日々の投資信託財産の純資産総額の算出等、信託財産の管理。運用部等への信託財産に係る各種情報の提供

○総務管理部

- ・ 運用状況、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングおよびモニタリング結果のリスクマネジメント委員会への報告

○リスクマネジメント委員会

- ・ 前述のモニタリング結果の評価および評価結果の各部門へのフィードバックと取締役会への報告

○内部監査部門

- ・ 運用体制全般について内部管理態勢の適切性並びに有効性の検証および検証結果の取締役会への報告

※ファンドの運用体制等は2021年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める受益権の直接募集業務を行います。2021年1月末日現在、当社は下記のとおり、投資信託（親投資信託を除きます。）の運用を行なっています。

商品分類	本数	純資産（百万円）
追加型株式投資信託	5	49,023

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、他表の数字の合計と一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

- （１）委託会社であるコモンズ投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

- （２）財務諸表の記載金額について、千円単位の表示箇所のものは、端数を切り捨てて表示しております。

- （３）委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。また当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

また、第14期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度末 (2019年3月31日現在)			当事業年度末 (2020年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(資産の部)							
I.流動資産							
現金及び預金			180,902			46,599	
直販顧客分別金信託			127,209			161,501	
立替金			100			1,206	
前払費用			2,258			1,792	
前払金			904			-	
未収委託者報酬			58,856			68,540	
未収収益			526			47	
未収入金			11			-	
未収消費税等			14			-	
差入保証金			672			672	
流動資産計			371,455	97.6		280,360	95.3
II.固定資産							
有形固定資産							
器具備品	※1		-			671	
リース資産	※1		-			3,576	
有形固定資産合計			-	-		4,248	1.4
無形固定資産							
ソフトウェア			-			374	
無形固定資産合計			-	-		374	0.1
投資その他の資産							
投資有価証券			-			253	
差入保証金			9,138			8,892	
その他			10			10	
投資その他の資産合計			9,148	2.4		9,156	3.1
固定資産計			9,148	2.4		13,778	4.7
資産合計			380,604	100.0		294,139	100.0

		前事業年度末 (2019年3月31日現在)			当事業年度末 (2020年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 （%）	金額（千円）		構成比 （%）
(負債の部)							
I.流動負債							
関係会社短期借入金	※2		70,000			-	
リース債務			682			1,497	
預り金			8,971			25,227	
顧客からの預り金			5,686			21,682	
前受金			368			439	
未払費用			17,814			18,242	
未払金			17,471			16,122	
未払法人税等			5,672			5,653	
未払消費税等			-			541	
流動負債計			126,667	33.3		89,406	30.4
II.固定負債							
リース債務			2,244			4,798	
固定負債計			2,244	0.6		4,798	1.6
負債合計			128,911	33.9		94,204	32.0
(純資産の部)							
I.株主資本							
資本金			775,947	203.9		775,947	263.8
資本剰余金							
資本準備金		775,947			775,947		
資本剰余金計			775,947	203.9		775,947	263.8
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△1,300,201			△1,351,914		
利益剰余金計			△1,300,201	△341.6		△1,351,914	△459.6
株主資本計			251,693	66.1		199,980	68.0
II.評価・換算差額等							
その他有価証券							
評価差額金			-			△46	
評価・換算差額等合計			-	-		△46	0.0
純資産合計			251,693	66.1		199,934	68.0
負債・純資産合計			380,604	100.0		294,139	100.0

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比（％）	金額（千円）		百分比（％）
I. 営業収益							
委託者報酬			279,722			299,912	
その他営業収益			3,335			932	
営業収益計			283,057	100.0		300,844	100.0
II. 営業費用							
広告宣伝費			9,411			7,692	
事務委託費			94,500			98,670	
支払手数料			69,970			80,126	
その他			6,960			5,563	
営業費用計			180,842	63.9		192,052	63.8
III. 一般管理費							
給料			100,104			95,407	
役員報酬		22,102			21,850		
給料手当		78,001			73,556		
法定福利費			13,430			13,311	
租税公課			7,881			8,706	
地代家賃			8,445			8,452	
支払報酬			7,575			14,559	
固定資産減価償却費			869			246	
その他			18,523			20,519	
一般管理費計			156,830	55.4		161,203	53.6
営業損失			54,615	△19.3		52,411	△17.4

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比（％）	金額（千円）		百分比（％）
IV.営業外収益							
受取利息			2			3	
受取手数料			1,281			1,840	
その他			0			0	
営業外収益計			1,284	0.5		1,844	0.6
V.営業外費用							
支払利息			625			130	
株式交付費			755			-	
その他			48			65	
営業外費用計			1,429	0.5		196	0.1
経常損失			54,761	△19.3		50,762	△16.9
VI.特別損失							
減損損失	※1		4,809			-	
特別損失計			4,809	1.7		-	-
税引前当期純損失			59,570	△21.0		50,762	△16.9
法人税、住民税及び事業税			950	0.3		950	0.3
当期純損失			60,520	△21.4		51,712	△17.2

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
2018年4月1日残高	680,941	680,941	680,941	△ 1,239,681	△ 1,239,681	122,200	122,200
新株の発行	95,006	95,006	95,006	—	—	190,012	190,012
当期純損失	—	—	—	△ 60,520	△ 60,520	△ 60,520	△ 60,520
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	95,006	95,006	95,006	△ 60,520	△ 60,520	129,492	129,492
2019年3月31日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,300,201	△ 1,300,201	251,693	251,693

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
2019年4月1日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,300,201	△ 1,300,201	251,693	—	—	251,693
当期変動額									
当期純損失	—	—	—	△ 51,712	△ 51,712	△ 51,712			△ 51,712
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							△46	△46	△46
当期変動額合計	—	—	—	△ 51,712	△ 51,712	△ 51,712	△46	△46	△ 51,758
2020年3月31日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,351,914	△ 1,351,914	199,980	△46	△46	199,934

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 5年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度（2019年3月31日） 8,228千円

当事業年度（2020年3月31日）

有形固定資産から控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。なお減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(単位：千円)

建物附属設備	8,688
器具備品	3,922
リース資産	3,405
合計	16,015

※2当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	70,000千円	- 千円
差引額	30,000千円	100,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

※1減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
本社	事業用資産	器具備品	113
		リース資産	2,680
		ソフトウェア	2,015

当社は、全社を単一としてグルーピングしており、上記の資産については営業活動から生ずる損益が当面継続してマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額の算定に当たっては、使用価値を零として減損損失を算定しております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	116	—	—	116
B種類株式	13,880	—	—	13,880
C種類株式	43,961	8,445	—	52,406
合計	57,957	8,445	—	66,402

(変動事由の概要)

株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

増資に伴う新株発行による増加 C種類株式 8,445株

注. 各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A種類・B種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	116	—	—	116
B種類株式	13,880	—	—	13,880
C種類株式	52,406	—	—	52,406
合計	66,402	—	—	66,402

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A種類・B種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

①リース資産の内容

有形固定資産

本社における複合機およびファイルサーバであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社におきましては、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行借入による方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、当社が運用指図するザ・2020ビジョンS-1（適格機関投資家専用）のみであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

短期借入金金は、主に運転資金調達を目的としたものであり、支払期日は1ヶ月以内であります。

営業債務である未払費用及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行い、当該管理状況については、定期的にリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	180,902	180,902	—
(2) 直販顧客分別金信託	127,209	127,209	—
(3) 未収委託者報酬	58,856	58,856	—
(4) 差入保証金(※1)	9,810	8,775	△1,035
資産計	376,779	375,744	△1,035
(1) 関係会社短期借入金	70,000	70,000	—
(2) 未払費用	17,814	17,814	—
(3) 未払金	17,471	17,471	—
(4) 未払法人税等	5,672	5,672	—
(5) リース債務(※2)	2,927	2,918	△9
負債計	113,886	113,877	△9

※1差入保証金には流動資産に属する金額を含んでおります。

※2リース債務には流動負債に属する金額を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算出方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 直販顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 関係会社短期借入金、(2) 未払費用、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価は、リース支払料の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	46,599	46,599	—
(2) 直販顧客分別金信託	161,501	161,501	—
(3) 未収委託者報酬	68,540	68,540	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	253	253	—
(5) 差入保証金(※1)	9,564	9,619	54
資産計	286,460	286,515	54
(1) 未払費用	18,242	18,242	—
(2) 未払金	16,122	16,122	—
(3) 未払法人税等	5,653	5,653	—
(4) リース債務(※2)	6,296	6,060	△235
負債計	46,314	46,078	△235

※1差入保証金には流動資産に属する金額を含んでおります。

※2リース債務には流動負債に属する金額を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算出方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 直販顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であるため、決算日における基準価額によっております。

(5) 差入保証金

流動資産の差入保証金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

固定資産の差入保証金（敷金）の時価は、その将来キャッシュフローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 未払費用、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

リース債務の時価は、リース支払料の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注）2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	180,902	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	127,209	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	58,856	—	—	—
(4) 差入保証金	672	9,138	—	—
合 計	367,640	9,138	—	—

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	46,599	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	161,501	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	68,540	—	—	—
(4) 差入保証金	672	8,892	—	—
合 計	277,314	8,892	—	—

（注）3. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) 関係会社短期借入金	70,000	—	—	—	—	—
(2) リース債務	682	695	707	720	121	—
合 計	70,682	695	707	720	121	—

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) リース債務	1,497	1,528	1,559	979	730	—
合 計	1,497	1,528	1,559	979	730	—

（有価証券関係）

前事業年度末（2019年3月31日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度末（2020年3月31日現在）

その他有価証券

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	253	300	△46
合 計	253	300	△46

(退職給付関係)

前事業年度末（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度末（2020年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、選択制確定拠出年金制度（個々の従業員の意志による、確定拠出年金への拠出もしくは生涯設計手当として給与加算のいずれかを選択）を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、2,380千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
未払事業税	1,445千円	1,440千円
税務上の繰越欠損金（※2）	318,569千円	287,639千円
減価償却超過額	4,336千円	2,871千円
差入保証金(敷金)	—	868千円
その他有価証券評価差額金	—	14千円
繰延税金資産小計	324,351千円	292,834千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額（※1）	△ 318,569千円	△ 287,639千円
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	△ 5,782千円	△ 5,194千円
評価性引当額小計	△324,351千円	△292,834千円
繰延税金資産の純額	—	—

（※1）評価性引当額が31,517千円減少しております。この減少の主な内容は税務上の繰越欠損金の繰越期限切れがあったためであります。

（※2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度末（2019年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	46,899	44,257	43,394	41,250	40,634	102,132	318,569
評価性引当額	△46,899	△44,257	△43,394	△41,250	△40,634	△102,132	△318,569
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

当事業年度末（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	44,257	43,394	41,250	40,634	35,701	82,400	287,639
評価性引当額	△44,257	△43,394	△41,250	△40,634	△35,701	△82,400	△287,639
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

（資産除去債務等関係）

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

報告セグメントの概要

当社は、投資信託事業の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親法人及び法人主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	(株)静岡 銀行	静岡県 静岡市	90,845	銀行業	被所有 直接22.4%	資金の 借入	資金の 借入(純額) (注)	20,000	関係会社短期 借入金	70,000
							支払利息 (注)	577	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

注) 資金の借入については、市場金利を勘案して、借入利率を合理的に決定しております。なお担保の提供はありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	(株)静岡 銀行	静岡県 静岡市	90,845	銀行業	被所有 直接22.4%	資金の 借入	資金の借入 (注)	40,000	関係会社短期 借入金	—
							借入金の返 済	110,000		
							支払利息 (注)	52	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入及び利息の支払については、金融機関との取引であり、一般的な借入条件で行っております。なお担保の提供はありません。

2. 親法人又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

普通株式が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1株当たり純資産額	△67,640円80銭
1株当たり当期純損失	3,694円81銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. A種類株式（無配当株式）及びB種類株式（議決権制限株式）は、普通株式と同等の株式として取り扱い、1株当たり情報の算定対象に含めております。

C種類株式は、配当優先株式であるため、1株当たり情報の算定対象となる普通株式と同等の株式に含めておりません。

したがって、1株当たり純資産額は純資産からC種類株式に係る資産額を控除して算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	199,934千円
純資産の部の合計額から控除する金額 ※1	1,146,635千円
（うち配当優先株式の払込金額）	(1,146,635千円)
普通株式に係る期末の純資産額	△946,700千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	13,996株
（うちA種類株式）	(116株)
（うちB種類株式）	(13,880株)

※1. 純資産からC種類株式に係る資産額を控除しております。

4. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失	51,712千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純損失	51,712千円
普通株式の期中平均株式数	13,996株
（うちA種類株式）	（116株）
（うちB種類株式）	（13,880株）

（追加情報）

1株当たり情報については、前事業年度まで普通株式が存在しないため該当事項はないものとしておりましたが、当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に従い、A種類株式及びB種類株式を「普通株式と同等の株式」として取り扱い、1株当たり情報を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (2020年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成 比 (%)
(資産の部)				
I.流動資産				
現金及び預金			51,074	
直販顧客分別金信託			161,472	
立替金			3,047	
前払費用			2,813	
未収委託者報酬			84,126	
未収収益			415	
未収入金			1	
流動資産計			302,951	95.5
II.固定資産				
有形固定資産				
器具備品	※1		637	
リース資産	※1		3,200	
有形固定資産計			3,838	1.2
無形固定資産				
ソフトウェア			1,233	
無形固定資産計			1,233	0.4
投資その他の資産				
投資有価証券			420	
差入保証金			8,768	
その他			10	
投資その他の資産合計			9,199	2.9
固定資産計			14,271	4.5
資産合計			317,222	100.0

		当中間会計期間末 (2020年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)
(負債の部)				
I.流動負債				
リース債務			1,512	
預り金			44,290	
顧客からの預り金			23,315	
前受収益			371	
未払費用			20,409	
未払金			14,412	
未払法人税等			5,218	
未払消費税等	※3		2,849	
流動負債計			112,380	35.4
II.固定負債				
リース債務			4,038	
繰延税金負債			36	
固定負債計			4,075	1.3
負債合計			116,455	36.7
(純資産の部)				
I.株主資本				
資本金			775,947	244.6
資本剰余金				
資本準備金		775,947		
資本剰余金計			775,947	244.6
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△1,351,211		
利益剰余金計			△1,351,211	△426.0
株主資本計			200,683	63.3
II.評価・換算差額等				
その他有価証券				
評価差額金			83	
評価・換算差額等合計			83	0.0
純資産合計			200,766	63.3
負債・純資産合計			317,222	100.0

(2)中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 (%)
I.営業収益				
委託者報酬			174,994	
その他営業収益			1,930	
営業収益計			176,924	100.0
II.営業費用				
広告宣伝費			2,431	
事務委託費			48,558	
支払手数料			44,530	
その他			2,374	
営業費用計			97,894	55.3
III.一般管理費				
給料			46,910	
役員報酬		11,220		
給料手当		35,690		
法定福利費			6,980	
租税公課			4,795	
地代家賃			4,309	
支払報酬			4,971	
固定資産減価償却費	※1		656	
その他			9,256	
一般管理費計			77,881	44.0
営業利益			1,147	0.6

		当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 (%)
IV.営業外収益				
受取利息			7	
受取手数料			277	
その他			0	
営業外収益計			284	0.2
V.営業外費用				
支払利息			94	
その他			26	
営業外費用計			120	0.1
経常利益			1,311	0.7
税引前中間純利益			1,311	0.7
法人税、住民税及び事業税			608	0.3
中間純利益			702	0.4

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

（単位：千円）

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 5年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（2020年9月30日）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産から控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。なお減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(単位：千円)

建物附属設備	8,688
器具備品	4,061
リース資産	3,781
合計	16,531

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

当中間会計期間末

(2020年9月30日)

当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	100,000千円
借入実行残高	- 千円
差引額	100,000千円

※3 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

※1減価償却実施額

有形固定資産	515千円
無形固定資産	141千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当中間会計 期間末株式数
A種類株式	116	—	—	116
B種類株式	13,880	—	—	13,880
C種類株式	52,406	—	—	52,406
合計	66,402	—	—	66,402

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A種類・B種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

①リース資産の内容

有形固定資産

本社における複合機およびファイルサーバであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間末（2020年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	51,074	51,074	—
(2) 直販顧客分別金信託	161,472	161,472	—
(3) 未収委託者報酬	84,126	84,126	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	420	420	—
(5) 差入保証金	8,768	8,816	47
資産計	305,862	305,910	47
(1) 未払費用	20,409	20,409	—
(2) 未払金	14,412	14,412	—
(3) 未払法人税等	5,218	5,218	—
(4) リース債務(※1)	5,551	5,198	△352
負債計	45,591	45,239	△352

※1リース債務には流動負債に属する金額を含んでおります。

（注）1. 金融商品の時価の算出方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 直販顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であるため、決算日における基準価額によっております。

(5) 差入保証金

差入保証金（敷金）の時価は、その将来キャッシュフローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 未払費用、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

リース債務の時価は、リース支払料の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（2020年9月30日）

その他有価証券

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	420	300	120
合計	420	300	120

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

1. セグメント情報

報告セグメントの概要

当社は、投資信託事業の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

1株当たり純資産額	△67,581円31銭
1株当たり中間純利益	50円21銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. A種類株式（無配当株式）及びB種類株式（議決権制限株式）は、普通株式と同等の株式として取り扱い、1株当たり情報の算定対象に含めております。

C種類株式は、配当優先株式であるため、1株当たり情報の算定対象となる普通株式と同等の株式に含めておりません。

したがって、1株当たり純資産額は純資産からC種類株式に係る資産額を控除して算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	200,766千円
純資産の部の合計額から控除する金額 ※1	1,146,635千円
（うち配当優先株式の払込金額）	(1,146,635千円)
普通株式に係る期末の純資産額	△945,868千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	13,996株
（うちA種類株式）	(116株)
（うちB種類株式）	(13,880株)

※1. 純資産からC種類株式に係る資産額を控除しております。

4. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	702千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	702千円
普通株式の期中平均株式数	13,996株
（うちA種類株式）	(116株)
（うちB種類株式）	(13,880株)

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(a)名称	(b)資本金の額※	(c)事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※ 2021年1月末日現在

(2)指定販売会社

(a)名称	(b)資本金の額※ 1	(c)事業の内容
ソニー銀行株式会社	36,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社栃木銀行	27,408百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	2,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社静岡銀行	90,845百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,300百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社熊本銀行	33,800百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,800百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社百五銀行	20,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
FFG証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,700百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社鳥取銀行	9,061百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
tsumiki証券株式会社	100百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
百五証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社西日本シティ銀行	85,700百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社七十七銀行	24,658百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
四国アライアンス証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
京都信用金庫	12,100百万円 (出資の総額)	信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ＬＩＮＥ証券株式会社	20,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社山梨中央銀行	15,400百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※ 1 2021年1月末日現在

当ファンドの委託会社であるコモンズ投信株式会社は、自己が発行したコモンズ30ファンドの受益権を自ら募集する販売会社としての機能も兼ねています。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

<再信託受託者の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金：51,000百万円（2021年1月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

3【資本関係】

(1)委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項は、ありません。

(2)関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

株式会社静岡銀行は委託会社の株式の5.7%を保有しております。（2021年1月末日現在）

第3【参考情報】

下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

2020年10月16日	半期報告書
2020年10月16日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2020年6月5日

コモンズ投信株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

Ⓔ

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2019年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2019年6月6日付けで無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月17日

コモンズ投信株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 立 野 晴 朗 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているコモンズ30ファンドの2020年1月21日から2021年1月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コモンズ30ファンドの2021年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、コモンズ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

コモンズ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月3日

コモンズ投信株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

立 野 晴 朗

Ⓔ

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。